

# 債権の区分

## 1. 債権の定義

地方自治体が有する債権とは、地方自治法上で、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利で、公法上の債権である「公債権」と、私法上の債権である「私債権」の2つに大別されます。

### (1) 公債権

公法上の債権、行政庁の処分によって発生し、相手方の同意を必要としないものです。

### (2) 私債権

私法上の債権、当事者間の合意等に基づいて発生し、債務不履行等あれば、民法の規定が適用されるものです。

また、公債権は徴収方法の相違(地方自治体自らが滞納処分できるかどうか)により、2つに細分されます。

## 2. 債権管理条例の対象・・・税外債権

債権 ※ 金銭の給付を目的とする権利	地方税法上の徴収金 (地方税、滞納処分できる債権)	
	税外債権 ※条例の対象	公債権
		① 強制徴収公債権 (公債権のうち滞納処分できる債権) ② 非強制徴収公債権 (公債権のうち滞納処分できない債権)
	③ 私債権 (私法上の原因に基づいて発生、消滅時効が民法適用)	

## 3. 本市での主な債権

債権の区分	債権の名称
① 強制徴収公債権	介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所入所者負担金、下水道使用料など
② 非強制徴収公債権	老人福祉施設入所者負担金、行政財産目的外使用料、法定外公共物使用料など
③ 私債権	水道料金、休日夜間応急診療所診療料、市営住宅使用料、墓地管理料など